

枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員市民公募について ~あなたの声を人権尊重のまちづくりに~

枚方市では、平成16年（2004年）に「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、この条例に基づき「人権尊重のまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、これまでさまざまな人権課題について審議をおこなってきました。

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」では、すべての人は、生まれながら自由で平等であり、基本的人権は人類普遍の原理であること、この考えをまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にするまちを実現することが私たちの願いであること、しかし、いまだにさまざまな人権侵害が存在していることも事実であること、よって、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となって、お互いを思いやる心豊かな住みよいまちを築くことが必要であることが謳われています。

日々の暮らしの中に人権を大切にする習慣が根付いた「人権文化」を築き、市民の皆さんのご意見を人権尊重のまちづくりに反映させるため、この審議会委員の市民委員を公募します。

◇ 募集人数 2人

◇ 任期 令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの2年間

◇ 応募資格 次のすべてを満たす方とします。

- ① 枚方市内に在住、在職、又は在学の人
- ② 国、地方公共団体の常勤の職員又は議員でない人
- ③ 本市の他の審議会等の委員を務めていない人
- ④ 原則、平日に開催する審議会（年間数回程度）に出席できる人

◇ 役割 人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策について、審議会(学識経験者、人権関係団体等を代表する者及び公募市民の15人で構成)の一員として、調査審議等を行うこと。

◇ 報酬 審議会に出席につき、日額9,500円（税・交通費込み）

◇ 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、「私の考える人権課題」をテーマとした小論文（800字以内）を添えて、人権政策課（市役所別館5階）までご提出ください（郵送、ファクス、電子メールも可）。

* 応募用紙は、人権政策課で配布します。9時00分～17時30分（土日除く）。

（人権政策課のホームページからもダウンロードできます。）

* 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

* 申し込み等で得た情報は、枚方市人権尊重のまちづくり審議会市民委員選考の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

◇ 応募期間 令和7年（2025年）12月1日（月）～12月18日（木）

※持参される場合、9時00分～17時30分（土日除く） 郵送される場合、12月18日（木）消印有効

◇ 選考結果 応募いただいた書類をもとに外部有識者を含めた選考委員が選考を行います。
令和8年（2026年）2月上旬までに応募者全員に文書で通知します。

◇ 問合せ・応募先 枚方市 市長公室 人権政策課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
Eメール jinken@city.hirakata.osaka.jp